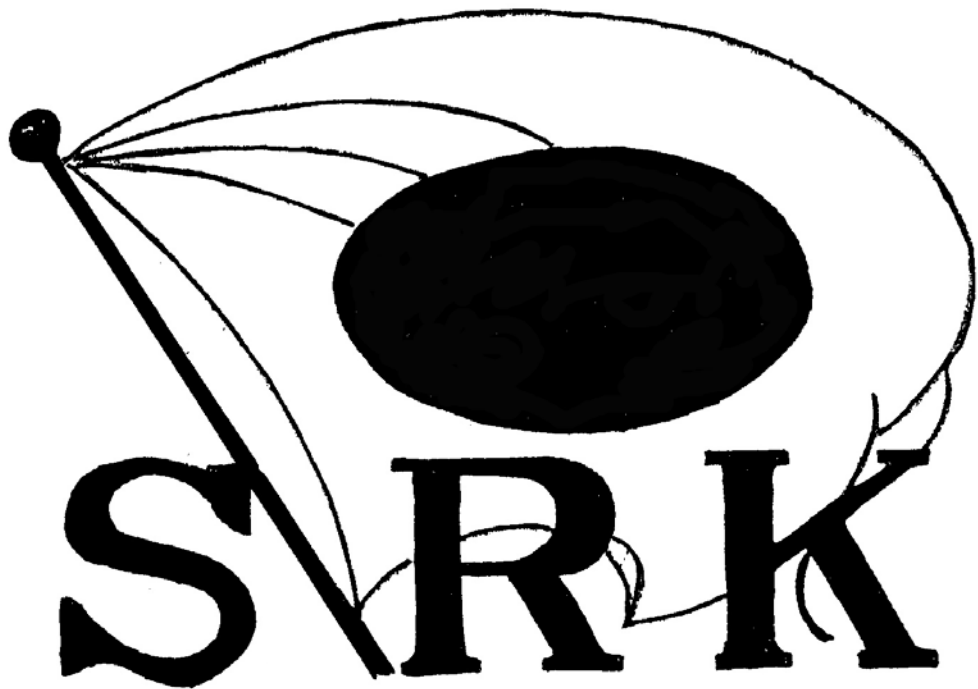


志摩
陸上競技協会
規約



志摩陸上競技協会規約

第1章 総 則

- 第 1 条 本協会は志摩陸上競技協会と称する。
- 第 2 条 本協会は鳥羽市・志摩市における陸上競技団体および陸上競技の愛好者をもって組織し、かつ鳥羽市・志摩市における陸上競技を統轄代表する。
- 第 3 条 本協会は会員相互の親睦と陸上競技の健全な普及発達を図りスポーツ文化の進展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 陸上競技の普及に関する諸計画を立案実施し、その技術を研究指導すること。
 2. 三重陸上競技協会に対して鳥羽市・志摩市を代表して加盟すること。
 3. 鳥羽市・志摩市における大会を開催主管すること。
 4. 陸上競技記録の公認を三重陸上競技協会に対し申請すること。
 5. 競技規則の研究と公認審判員の指導、育成に関すること。
 6. その他本協会の目的を達成するために必要な一切の事業を行うこと。
- 第 5 条 本協会の事務所を理事長所在地におく。
- 第 6 条 本協会の会員は次の二種とする。
1. 本協会を通じて三重陸上競技協会で規定された登録料を納入して陸上競技登録（審判・選手）を行ったもの。
 2. 鳥羽市志摩市陸上愛好者のうち会員希望者。

第2章 役 員

- 第 7 条 本協会に次の役員をおく。
- | | | | |
|------------|---------------|------------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 理 事 長 | 1 名 | 4. 副 理 事 長 | 若干名 |
| 5. 常 任 理 事 | 6 名（内 1 名は会計） | | |
| 6. 理 事 | 15 名以内 | | |
| 7. 監 事 | 2 名 | 8. 専 門 委 員 | 若干名 |

前項に定める外、理事会の承認を得て顧問、参与をおくことができる。

- 第 8 条 会長および副会長は常任理事会で推薦し、理事会の承認を得て推薦する。
会長は本協会を代表統轄する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
会長・副会長は理事たる資格を有する。

- 第 9 条 理事長および副理事長は理事会の決議により定める。
理事長は本協会の運営全般に対し責任を持ち、三重陸上競技協会の理事を兼任する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はこれを代理する。
理事長・副理事長は理事たる資格を持つ。
- 第 10 条 常任理事は理事会の互選により定める。
常任理事は理事長を補佐し本協会の業務を執行する。また専門員をかねる。
- 第 11 条 理事は小中高等学校教員、一般愛好者、教育委員会等より選出し、本協会の重要事項を審議決定する。
- 第 12 条 監事は理事会の決議で委嘱される。監事は本協会の会計を監査する。
- 第 13 条 顧問・参与は理事会の決議によって推挙され本協会の重要事項について会長の諮問に応じる。
- 第 14 条 専門委員は理事会で互選し、専門事項に関する会務を処理する。
次の専門部をおく。
総務部 競技部 審判部 記録部 強化部
各部には部長 1 名、委員若干名をおく。
部長は各部の責任者としてその任務を遂行する。
総務部は次の各号に関する会務を処理する。
1) 三重陸上競技協会との連絡事務
2) 各部との連絡調整
3) 登録手続き事務
4) 役員会の準備および予算・決算に関する事項
競技部は次の各号に解する会務を処理する。
1) 競技会の計画立案
2) 競技会の準備と運営
審判部は次の各号に関する会務を処理する。
1) 競技規則の研究
2) 競技会審判組織の立案
3) 公認審判員の指導養成、講習
4) 公認審判員名簿作成と保存
5) 公認審判登録手続きの事務
記録部は次の各号に関する会務を処理する。
1) 記録の調査・収集・整理
2) 記録の公認手続き
3) 本協会十傑表の作成
強化部は次の各号に関する会務を処理する。
1) 陸上競技の普及
2) 陸上競技の選手の強化と研究
- 第 15 条 役員任期は 2 年とし再任を妨げない。補欠指名せられた役員任期は前任者の在任期間とする。役員は任期満了した場合でも後任者が就任するまでその職務を負う。

第3章 会 議

第16条 本協会の定時理事会は毎年4月下旬にこれを開く。常任理事会がその必要を認めるときまたは理事総数の3分の1以上のものから会議の目的を示して請求のあったときには、会長は2週間以内に理事会を招集しなければならない。

第17条 理事会は会長が招集する。

第18条 理事会は理事総数の2分の1以上（委任状を含む）の出席によって成立する。

第19条 理事会の議事は出席理事の過半数で決定する。

第20条 理事会に付議せられる事項は次の通りである。

- 1) 予算および決算
- 2) 事業計画および報告
- 3) 役員の変更
- 4) 規約の改正
- 5) その他の重要事項

第21条 常任理事会（理事長・副理事長含む）は必要に応じて開き本協会の会務を審議執行する。常任理事会はその2分の1以上の出席によって成立し、議事はその過半数によって決定する。

第4章 経 理

第22条 本会の経費は次のもので支弁する。

- 1) 登録料
- 2) 事業収入
- 3) 寄付金又は補助金
- 4) その他の収入

第23条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 表 彰

第24条 本協会の表彰規程はつぎの二種とする。

1. 本協会の役員および審判員として永年にわたり功労のあるものに対し、功労章（賞）並びに記念品を贈呈しこれを表彰する。受章（賞）者の選定は理事会の決議によるものとし、再授与はしない。
 - (1) 小中高等学校および各団体の指導者も上記規程に準ずる。
2. 本協会の競技人（出身者も含む）として全国大会等で活躍したものに対し栄章（賞）並びに記念品を贈呈し、之を表彰する。
受章（賞）者の選定は理事会の決議によるものとする。
 - (1) 永年にわたる競技愛好者に対しても人格等を考慮し上記2の規程に準ずるものとする。

第6章 附 則

第25条 本規約の条項は理事の3分の2以上出席し、その議決権の過半数があれば変更することができる。

第26条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に之を理事会の承認を経て定める。

第27条 本規約は昭和46年8月1日から効力を生ずる。
本規約は昭和53年5月27日改正し施行する。
本規約は平成5年5月22日改正し施行する。
本規約は平成7年5月20日改正し施行する。
本規約は平成15年4月1日改正し施行する。
本規約は平成20年4月1日改正し施行する。

糸田 貝川

第1条 本協会は毎年4月末日までに次に掲げるものを県陸協に提出しなければならない。
1) 事務所の所在地
2) 役員および理事の住所・氏名
3) 年度事業計画（1月の県理事会までに）

第2条 登録登記の手続きは次の通りとする。
・高校（高体連規定4部）
三重陸協→高体連→全国高体連→日本陸連
・実業団 クラブ
三重陸協→日本陸連・地区陸協
・審判（日本陸連規定1部）
三重陸協→日本陸連
審判推薦基準を次の通りとする。
B級審判員 18歳以上 講習会を受けたもの
A級審判員 28歳以上 B級10年以上の経験で講習会を受けたもの
S級審判員 60歳以上でA級10年以上の経験で講習を受けたもので日本陸連の審査を通ったもの。